

# 世界難民の日 関西集会2015

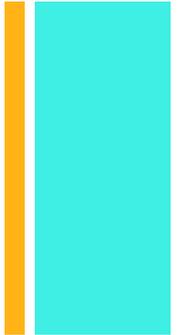
特定非営利活動法人なんみんフォーラム  
理事 石川美絵子

# + なんみんフォーラムの活動（1）

## 難民支援を行なう15団体のネットワーク

1. アムネスティ・インターナショナル日本
  2. カリタス・ジャパン
  3. カトリック東京国際センター（CTIC）
  4. 難民・移住者労働問題キリスト教連絡会
  5. 名古屋難民支援室（DAN）
  6. 日本国際社会事業団（ISSJ）
  7. 難民支援協会（JAR）
  8. 日本カトリック難民移住移動者委員会（JCaRM）
  2. イエズス会社会司牧センター
  3. 全国難民弁護団連絡会議
  4. 社会福祉法人さぽうと21
  5. 無国籍ネットワーク
  6. 在日難民との共生ネットワーク  
RAFIQ
  7. 難民自立支援ネットワーク  
（REN）
- 国連難民高等弁務官駐日事務所  
UNHCR（スペシャルメンバー）

# + なんみんフォーラムの活動（2）



## 主な活動

- 会員団体の活動をサポート
  - 法的助言、生活支援、医療へのアクセス、教育支援、収容所訪問
- アドボカシー
  - 収容代替措置、難民の国際保護（法制度）、難民の社会統合（定住・受入）、その他
- 国際的連携
  - アジア太平洋難民の権利ネットワーク（Asia Pacific Refugee Rights Network）、国際拘禁連盟（International Detention Coalition）を始めとする海外NGOとの連携

# + 収容代替措置 (Alternatives to Detention)

- 不必要な収容を行わないための取り組み
  - 難民申請者、帰国困難者、など
- 脆弱者への対応
  - 拷問・人身売買の被害者、未成年、医療ニーズのある者、など
- 仮放免、定期的出頭なども含まれる

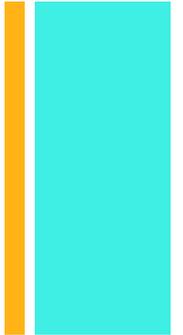
日本では、法務省入国管理局、なんみんフォーラム (FRJ)、日本弁護士連合会 (JFBA) の三者による覚書に基づき、難民申請者の収容を含めた庇護制度の改善にむけて新しい枠組が形成された。収容代替措置パイロット事業の中で、入国管理局により特定された案件がFRJに照会されている。一次庇護許可、仮放免あるいは仮滞在許可を受ける可能性のある者が同事業の対象者となる。ケース検討後、FRJは住居を提供し、ケースマネジャーを割り当てる。カウンセリング、教育や医療へのアクセスがFRJにより確保され、無料の法的支援が日本弁護士連合会により提供される。



 In JAPAN, following a Memorandum of Understanding signed between the Immigration Bureau, the Forum for Refugees Japan (FRJ) and the Japan Federation of Bar Associations (JFBA), a case framework has been established for the improvement of the asylum system, including the issue of detention of asylum-seekers. As part of an alternative to detention pilot project, identified cases are referred by the Immigration Bureau to the FRJ. Eligible persons include those who could possibly be granted landing permission for temporary refuge, provisional release or permission for provisional stay. FRJ, after consideration of the cases, identifies appropriate actions and appoints a case manager. FRJ provides assistance such as psychological counselling and secure access to education and medical care. JFBA provides free legal assistance to asylum-seekers.

# + 難民認定行政に関する専門部会

- 第6次出入国管理政策懇談会の下に設置
- 2013年10月～2014年12月（最終報告書）
- 委員11人
- 全19回
- 4分野18項目の提言
  - 保護対象の明確化による適確な庇護
  - 手続の明確化を通じた適正迅速な難民認定
  - 認定判断の明確化を通じた透明性の向上
  - 難民実務に携わる者の専門性の向上



# + 第5次出入国管理基本計画（案）

## － 難民の適正かつ迅速な庇護の推進 －

### ■ 真に庇護すべき者とそうでないものを明確に区別

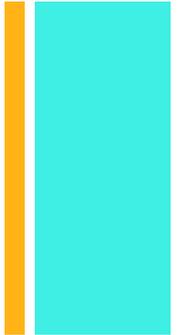
- 1) 退避機会として在留許可する対象の明確化
- 2) 条約に明らかに該当しない申請、再申請者の簡易迅速処理
- 3) 就労許可に一定の要件
- 4) 濫用的申請への対応

**※申請権の制限、申請中の送還停止効果に一定の例外設置**

### ■ 認定制度全体の質の向上

- 1) 体制強化、出身国情報（COI）の収集・分析体制充実
- 2) UNHCRによる研修

### ■ 第三国定住による難民受入れ



# + 第5次出入国管理基本計画（案）

## － 難民の適正かつ迅速な庇護の推進 －

- パブリックコメント（電子政府の総合窓口）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

- 締切：7月25日

